

# 軽自動車税を口座振替されている方へ

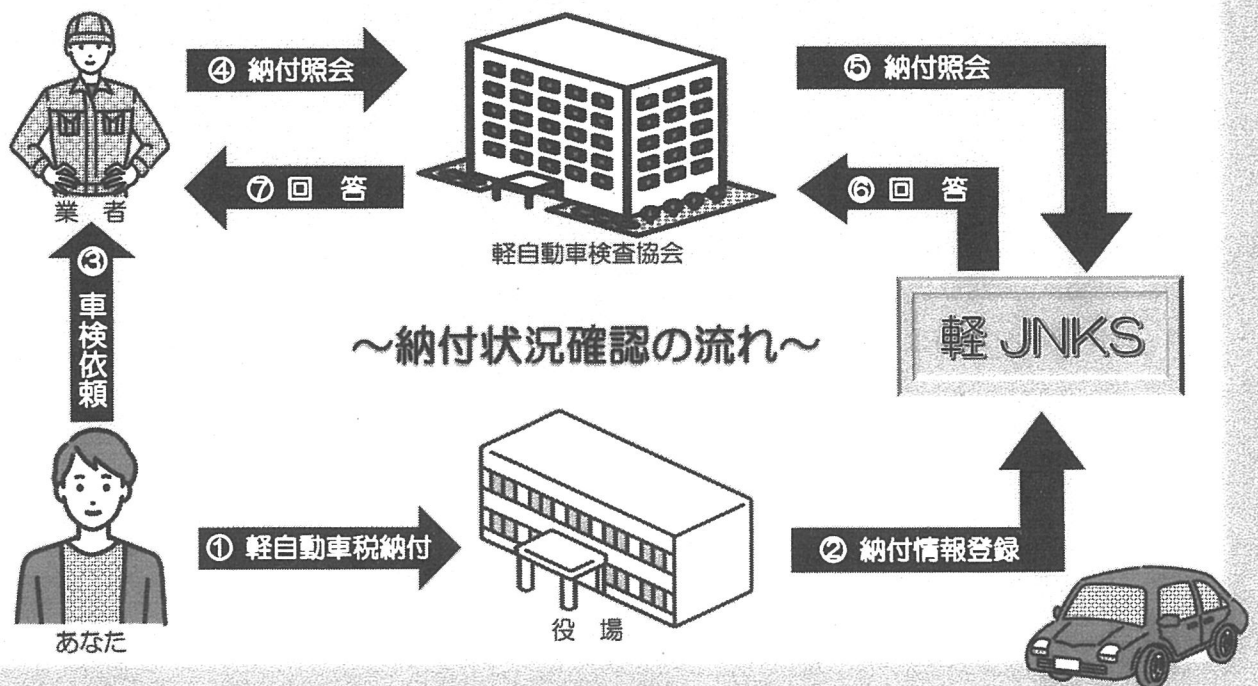
令和5年1月から「軽JNKS（ジェンクス）」の運用が開始されています。

軽JNKSとは、軽自動車税の納付状況を、軽自動車検査協会と役場で共有するオンラインシステムです。

軽JNKSにより、軽自動車税の納付状況が確認できるようになったため、車検（継続検査）を受ける際に軽自動車税納税証明書の提示が原則不要となっています。

軽JNKSの運用に伴い、口座振替により軽自動車税を納税していただいていた方に郵送していた軽自動車税納税証明書（継続検査用）を令和8年度から郵送廃止します。

なお、役場総務課税務係にて納税証明書（紙）は引き続き発行できますので、必要な際はご来庁ください。



## ご注意ください！

以下の場合は納税証明書（紙）が必要になることがあります。

- 納付から車検までの期間が短い場合（納付から軽JNKS登録まで約2週間かかります）
- ORコードで納付した場合（役場で納付情報が確認できるまで、2～4週間ほどかかります）
- 中古車を購入して車検を受ける場合
- 納税後、他市町村へ転出した場合
- 標識番号（ナンバープレート）を変更した場合
- 対象車両に過去の未納がある場合
- 車検を依頼する業者から提出を求められた場合



軽JNKSについて